

WACの福祉サービス 第三者評価

WACの第三者評価の 理念

事業運営の課題解決に おこたえます

利用者の安全や人権への配慮、職員の質や満足度の向上、仕事の標準化、健全な経営などの事業運営上の課題解決に役立つ評価を行います。

多様な評価の目で サービスの質の向上に寄与します

「大勢の目は確か」、「岡目八目」など、大勢の人、外からの目の方がよく見えることがあります。第三者評価が持つ多様な目を通じて、事業者のみならずが主体的に課題を改善し、サービスの質の向上に取り組まれることに寄与します。

第三者の目

専門家の目

市民の目

地域の目

同業者の目

利用者の目

家族の目

職員の目

WACの第三者評価の 特徴

- ① 事業者の理念や運営方針を尊重した評価をします。
- ② 内外の研修、相互研鑽により、常に評価者のレベルアップを図っています。
- ③ 評価対象は「高齢」・「障害」・「婦人保護・保護」・「子ども（保育園など）家庭」です。
- ④ 認知症に強い評価機関です。
WACの長谷川顧問は永年認知症の研究に携わってきました。また、WACは、認知症に関する啓発事業、認知症疑似体験の開発普及事業も実施してきました。評価者も認知症について深く理解しています。
- ⑤ 神奈川県の実業所の評価も東京都方式で行います。サービスに応じた多くの評価項目が用意されていますので、同じサービスを提供している事業所との比較ができます。報告書は神奈川方式で作成します。



WACの第三者評価の 流れ

① 制度の説明

経営層・職員の方に詳しく説明します。

② 経営層の方と職員による自己評価

経営層・職員の方に事業所の自己評価をしていただきます。

③ 利用者調査

利用者の状況に合わせて、聞き取り、アンケート、場面観察などによって行います。

④ 訪問調査

経営層・職員の自己評価結果、利用者調査の結果をベースにして、経営層の方にヒアリングを行います。各種資料・記録などの確認を行います。

⑤ 報告書の作成とフィードバック

評価者が合議し、評価報告書案を作成します。「優れた点」「改善によってさらに質が向上すると思われる点」なども報告します。事業者と、評価結果について最終確認を行います。

⑥ ホームページ等に公表

東京

東京福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

神奈川

神奈川県社会福祉協議会

<http://www.knsyk.jp/>